

令和4年4月6日(水)
会場：太宰府市役所3階庁議室

第1回太宰府市立学校給食改善研究委員会 議事記録(要約)

(委員7名出席 1名欠席 傍聴6名 17時開会、17時40分終了)

1、委嘱状交付

- 机上配付・記載内容確認

2、教育長あいさつ

- 従来太宰府市立中学校では「ミルク給食」を、平成18年12月からはランチサービス事業を実施。しかしながら、社会情勢や家庭を取り巻く状況変化から、中学校完全給食の実施を望む声が高まっている。
- これまで教育委員会や、学校給食調査・研究委員会などにおいて、ランチサービス事業、他自治体の状況、給食提供方式や経費など、様々な観点から調査研究を行ってきた。
- 市長からも令和4年施政方針の中での中学校完全給食の早期実現への言及および、教育委員会に対する意見具申があり、太宰府市立学校給食改善研究委員会を開催することとなった。
- 教育委員会の基本方針を踏まえ、具体的な内容を盛り込んだ実施方針(素案)策定のため、忌憚のないご意見や建設的なご提案をお願いしたい。

3、委員紹介

- 出席7名紹介・挨拶、欠席1名紹介
- 教育長以下事務局6名紹介・挨拶

4、太宰府市立学校給食改善研究委員会について

※手元資料確認。

(事務局より)

- 太宰府市立学校給食改善研究委員会規則より、所掌事務及び組織並びに任期の確認。また、委員長、副委員長の選任・会議の確認。
- 本委員会開催の経緯について。令和4年3月議会で市長が、令和4年施政方針の重点項目「子育て・教育環境の充実」の最初の取組として「中学校完全給食実現に向けた取組」を掲げ、これをできるだけ早い時期に実現する旨の方針を示す。この3月議

会閉会后、市教育委員会に対して意見具申を提出。

- これを受け、教育委員会事務局として「太宰府市立中学校給食の基本方針（案）」をまとめ、教育委員会の審議、承認を得た。
- 本委員会は規則のとおり、市長から教育委員会への意見具申を受け、教育委員会で承認された基本方針を踏まえ、中学校完全給食の早期実現に向け市の現状等を考慮しながら、具体的な方針の協議を行い、これを教育委員会へ報告する予定である。

5、委員長、副委員長の選出

- 立候補ないため事務局案提案。委員長に大西委員、副委員長に原委員を提案し異議なく、両名受諾により決定。

6、委員長、副委員長あいさつ

（委員長）

- コロナ禍が続く中、第7波の懸念もある現状。市長の具申でもあったが、貧富の格差なども大きくなっている。子どもたちや家庭の経済的な格差も大きくなっているところで、学びや成長を支える家庭が厳しい状況にある。食、食べることを支えていくということは非常に重要な課題である。今回、中学校給食の実現について議論していくが、ぜひ皆さんと一緒により良いものを作っていきたいと思うので、よろしく願いしたい。

（副委員長）

- 本日、2年生、3年生の始業式を行い、生徒はみな元気に出てきていたが、コロナ状況によりどうしても学校に来れない生徒もいた。委員長もおっしゃったが、子ども、家庭の置かれている状況で学校現場が把握している状況について皆さんと一緒に考えていき、少しでも子どもたちのためにできることを検討していきたい。微力だが頑張るので、よろしく願いしたい。

※この後の議事進行は委員長による。

7、学校給食についての説明

（委員長）

- 意思形成過程の議論に関する資料のため、本会議における資料等の取り扱いについては十分に注意し、関係者以外との共有については控えていただくようお願いしたい。

（1）学校給食法に基づく中学校完全給食について

（事務局より資料説明）

- 太宰府市立中学校給食の基本方針について
- 学校給食の目的（学校給食法第1条）
- 学校給食の形態（学校給食法施行規則第1条2項、3項、4項）

- 学校給食の経費負担（学校給食法第 11 条）
- 学校給食実施基準（学校給食法第 8 条）
- 学校給食衛生管理基準（学校給食法第 9 条）
- 学校給食の実施状況
 - ・全国の中学校完全給食の状況（平成 28 年度 83.9%→平成 30 年度 86.6%）
 - ・都道府県別の状況
 - ・県内市町村別の状況

（2）食育について

（事務局より資料説明）

- 食育とは（食育基本法、第 4 次食育推進基本計画、学校教育法第 2 条より）
- 学校教育における食育

8、質疑・応答

- 委員）：資料 1 ページの学校給食の経費負担（学校給食法第 11 条）について、給食費保護者負担の面では就学援助等が適用されるのか。

事務局）：適用される。

※委員長より提案

委員会運営要綱に、会議の公正かつ円滑な運営に著しく支障が生じると構成員の 2/3 以上が決したときは、非公開とできることが定められている。次回からの会議については、内容が意思形成過程であることと皆様の忌憚ない意見をいただきたいという考えから、非公開とさせていただきたい。賛成であれば挙手をお願いしたい。

- 委員）：会議の記録は残るが、オブザーバーは入れないということか。

事務局）：そういうことになる。

↓議決権がある委員の 2/3 以上が挙手

- 委員長）：委員の 2/3 以上の賛成により、次回からは非公開ということにする。

以上で本日の議事はすべて終了。

9、次回日程

- 事務局）：令和 4 年 4 月 14 日（木）の時間について、本日と同じ（17 時開始）はいかがか。

委員）：18 時過ぎが望ましい。

第 2 回会議

令和4年4月14日（木） 18：15～ 市役所庁議室
に決定。

10、その他
（特になし）